

第 1 章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1

計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子高齢化の進行や社会構造の変化に対応し、介護を必要とする高齢者を地域全体で支える新たな仕組みとして平成12年（2000年）4月に介護保険制度がスタートしました。

介護保険制度は、従来までの高齢者介護のあり方に大きな変革をもたらすものとして期待され、制度導入後、介護サービスの利用は確実に普及・拡大してきましたが、その一方では、要支援・要介護1の認定を受ける比較的軽度の認定者数が急増し、その給付費の伸びが制度施行後5年間で制度の持続可能な運営が危ぶまれる状況が指摘され始めました。

また、今後7年以内に団塊の世代が高齢者の仲間入りをします。この団塊の世代をはじめとした高齢者の介護予防を視野に置いた事業の確保が課題と考えられます。

国では、平成27年（2015年）の長期展望に立って、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、明るく活力ある超高齢社会を築くことをめざしており、その一環として平成17年（2005年）6月に、介護保険法の改正が行われました。改正では、制度全体を「予防重視型システム」へと転換していくことが大きな柱とされ、「地域支援事業」や「新予防給付」などの新たな仕組みが導入されたことから、従来の老人福祉事業や老人保健事業、介護保険事業といった事業の枠組みの延長線上での議論ではなく、「介護予防」の観点からこれらの一体的、有機的な施策連携を図っていくことが強く求められています。

こうした背景から、第3期の計画の目標値を踏まえ、平成27年（2015年）の高齢者介護のあるべき姿を描きながら、今後の介護予防事業や介護保険事業のさらなる充実に向けた方針を定めていく必要があります。

この計画は、第3期の小美玉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容やこれらに基づく取り組み実績を踏まえながらも、高齢者のライフスタイルや価値観など、高齢者を取り巻く環境の変化や制度改正に伴う新たな施策課題を明らかにし、本市として平成27年度までの長期展望、総合的な施策展開の方向を見据えた計画として「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定します。

2

計画の性格等

(1) 計画の性格

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、市町村に作成が義務づけられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する施策全般を策定するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、市町村に作成が義務づけられた計画で、高齢社会に対応した施策に関する目標、介護サービス基盤の整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となる計画で、3年を1期として策定するものです。

今般の医療構造改革により、平成20年4月から、老人保健法が改正され市町村老人保健計画の規定はなくなりました。

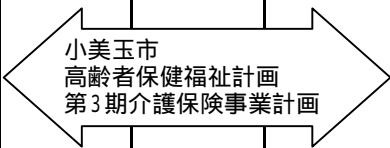
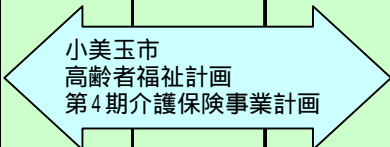
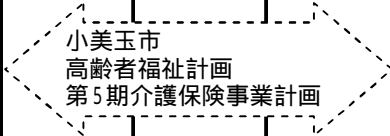
このことに伴い、第4期小美玉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして作成します。介護保険事業計画において介護予防の見込み量等を定めるにあたっては、小美玉市総合計画、医療法の規定による医療計画、健康増進法の規定による健康増進計画、茨城県医療費適正化計画、県地域ケア整備構想等との調和が保たれたものとしします。

3

計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成23年度の3年間とし、各年度において点検・評価を行います。7年以内に団塊の世代が高年期(65歳以上)に達するため、大幅に高齢者が増加し、高齢者の比率が極めて高い超高齢者社会が継続することになります。そのため、7年後の高齢者介護の姿を念頭において、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等をめざした平成26年度の目標を設定します。

■ 計画の期間

第3期			第4期			第5期		
平成 18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
 小美玉市 高齢者保健福祉計画 第3期介護保険事業計画			 小美玉市 高齢者福祉計画 第4期介護保険事業計画			 小美玉市 高齢者福祉計画 第5期介護保険事業計画		

4

計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」の策定は、利用者の実態に応じた計画を策定するために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者など各層の関係者の参画による「小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」によって、審議・検討を行いました。

(2) 行政内部の連携体制

介護保険事業計画の策定にあたっては、介護福祉課を中心に、庁内関係課の各担当部門との連携を図り、計画策定委員会との連携・調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の現状や意向などを把握するために、アンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。